

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和1年7月18日(2019.7.18)

【公表番号】特表2017-522201(P2017-522201A)

【公表日】平成29年8月10日(2017.8.10)

【年通号数】公開・登録公報2017-030

【出願番号】特願2016-569721(P2016-569721)

【国際特許分類】

B 3 2 B	27/18	(2006.01)
B 3 2 B	27/30	(2006.01)
B 3 2 B	27/42	(2006.01)
B 2 9 C	48/18	(2019.01)
B 2 9 C	43/20	(2006.01)
B 2 9 K	27/12	(2006.01)
B 2 9 K	33/04	(2006.01)
B 2 9 L	7/00	(2006.01)
B 2 9 L	9/00	(2006.01)

【F I】

B 3 2 B	27/18	A
B 3 2 B	27/30	A
B 3 2 B	27/30	D
B 3 2 B	27/42	
B 2 9 C	47/06	
B 2 9 C	43/20	
B 2 9 K	27:12	
B 2 9 K	33:04	
B 2 9 L	7:00	
B 2 9 L	9:00	

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年6月13日(2019.6.13)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0023

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0023】

層Cは、好ましくは5～99質量%、特に好ましくは10～60質量%、そして殊に好ましくは15～40質量%の接着促進剤を含有する。好ましくは、層Cにおける接着促進剤は、少なくとも1種の(メタ)アクリレート、及び共重合可能な無水物、及び/又は共重合可能な二酸を有するコポリマーとして存在する。特に好ましくは、接着促進剤は、MMA、スチレン及び無水マレイン酸からのコポリマーである。その際、5～40質量%、好ましくは8～20質量%の無水マレイン酸を、共重合された成分として含有する組成物が非常に有利であると立証された。そのような接着促進剤は、殊に塊状重合若しくは溶液重合によって製造することができる。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0034

【訂正方法】変更

【訂正の内容】**【0034】**

UV安定剤パッケージとして、46.3質量%のTinuvin(登録商標)360、18.7質量%のSabostab(登録商標)119FL、及び35.0質量%のTinuvin(登録商標)1600の混合物を使用した。

【誤訳訂正3】**【訂正対象書類名】明細書****【訂正対象項目名】0035****【訂正方法】変更****【訂正の内容】****【0035】**

HPLの製造は、樹脂含浸紙層及び上にのせた保護フィルムを同時に圧着することにより行った。コアの層はフェノール樹脂含浸紙から成っていた。これらの層と保護フィルムとの間には、メラミン樹脂で含浸された装飾紙があった。表1による結果においては、第一のHPLを使用した。表2による結果においては、同様に構成されたチャコールグレーに着色されたHPLを使用した。

【誤訳訂正4】**【訂正対象書類名】明細書****【訂正対象項目名】0038****【訂正方法】変更****【訂正の内容】****【0038】**

層B及び層CにおけるPMMAの一般的な記載：ここでは、耐衝撃性改良剤を有するマトリックス原料を使用した。耐衝撃性改良剤は、コア・シェル若しくはコア・シェル・シェルの粒子である。この粒子の最外シェルは、それぞれ完全にマトリックス原料と混和するので、以下において組成については、それぞれ外側にあるシェルがマトリックス原料に算入され、そして耐衝撃性改良剤としては、コア・シェル粒子のコア、及びノ又はコア・シェル・シェル粒子のコアと内側シェルのみが記載される。この割合は、以下で軟質相と称される。その際、この割合は任意で、コア・シェル・シェル粒子における「硬質」コアを含む。

【誤訳訂正5】**【訂正対象書類名】特許請求の範囲****【訂正対象項目名】全文****【訂正方法】変更****【訂正の内容】****【特許請求の範囲】****【請求項1】**

積層化粧板(HPL)上に圧着することに適したUV保護フィルムにおいて、この保護フィルムが、外部から内部に向かって、一連の相互に結合した層を以下のように有する：フルオロポリマーを有する層A、少なくとも1種のUV安定剤及びノ又はUV吸収剤を有するPMMA層B、少なくとも1種の(メタ)アクリレートと、酸無水物、又は二酸とを有するコポリマーである少なくとも1種の接着促進剤及び少なくとも1種のポリ(メタ)アクリレートを有する層C、ここで層Cは、樹脂含浸紙と一緒にHPLに圧着することができ、かつ層B及びCは、少なくとも1種の耐衝撃性改良剤を有し、かつ前記耐衝撃性改良剤がコア・シェル若しくはコア・シェル・シェルの粒子である

ことを特徴とする、前記UV保護フィルム。

【請求項2】

層Aは、厚さが1～25μmであり、層Bは、厚さが15～125μmであり、かつ層Cは、厚さが1～25μmであることを特徴とする、請求項1に記載の保護フィルム。

【請求項3】

層B及び層Cが、それぞれ少なくとも1種のUV安定剤及び/又はUV吸収剤を有することを特徴とする、請求項1又は2に記載の保護フィルム。

【請求項4】

層B及び層C両方が、それぞれPMMAマトリックス原料及び耐衝撃性改良剤を有することを特徴とする、請求項1から3までのいずれか1項に記載の保護フィルム。

【請求項5】

層BにおけるPMMAマトリックス原料及び層Cにおけるポリ(メタ)アクリレートがそれぞれ、メチルメタクリレート80～100質量%、及び1種以上の、エチレン性不飽和の、ラジカル重合可能なさらなるモノマー0～20質量%からなる組成物の重合によって獲得されるポリマーであることを特徴とする、請求項4に記載の保護フィルム。

【請求項6】

層B及び任意で層Cが、UV安定化のために、HALS化合物、及びトリアジン、及び/又はベンゾトリアゾールを含有することを特徴とする、請求項1から5までのいずれか1項に記載の保護フィルム。

【請求項7】

層A中のフルオロポリマーが、PVDF、PVF、PETFE、又はPFEVEであることを特徴とする、請求項1から6までのいずれか1項に記載の保護フィルム。

【請求項8】

フルオロポリマーが、5未満のヘイズ値を有する主に非晶質のPVDFであること、又は5未満のヘイズ値を有する微晶質のPVDFであることを特徴とする、請求項7に記載の保護フィルム。

【請求項9】

層AがPVDFと、さらなるUV保護剤、顔料、艶消し剤、安定化剤、又は引掛け保護用添加剤から成る群から選択される任意の添加剤とのみから成ることを特徴とする、請求項1から8までのいずれか1項に記載の保護フィルム。

【請求項10】

層Cが、5～99質量%の接着促進剤を含有することを特徴とする、請求項1から9までのいずれか1項に記載の保護フィルム。

【請求項11】

層C中の接着促進剤が、MMA、スチレン、及び無水マレイン酸からのコポリマーであることを特徴とする、請求項1から10までのいずれか1項に記載の保護フィルム。

【請求項12】

プレス過程後に、層Aが、外側において構造を有することを特徴とする、請求項1から11までのいずれか1項に記載の保護フィルム。

【請求項13】

請求項1から12までのいずれか1項に記載の保護フィルムの製造方法において、保護フィルムが、アダプタ式共押出、又は多流路式共押出、又は前記2つの方法の組み合わせにより製造されることを特徴とする前記製造方法。

【請求項14】

請求項1から11までのいずれか1項に記載の保護フィルムの使用であって、HPL、MPL、又はCPLを製造するための前記使用。

【請求項15】

保護フィルムをメラミン樹脂含浸紙層上に直接プレスすることを特徴とする、請求項14に記載の使用。

【請求項16】

保護フィルムを、メラミン樹脂含浸紙上に、圧力5MPa以上、温度120以上、サイクル時間30～100分で、プレス機中でプレスすることを特徴とする、請求項14又は15に記載の使用。

【請求項17】

プレス機中で、層Aに向い合う側に、構造化された表面が存在することを特徴とする、

請求項 1 6 に記載の使用。